

航空法施行規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 模擬飛行装置等の認定
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第 238 条の 2
- ③ 手続対象者 : 航空運送事業者等
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :
国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111 (内線 50220)
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先と同

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 通達「模擬飛行装置等認定要領」
(平成 14 年国空航第 1285 号、国空機第 1308 号、国空乗第 91 号)
- ② 標準処理期間 : 新規 3 ヶ月
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)